

リスクコミュニケーションの定義等について

食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（国民の健康への悪影響の未然防止）

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（情報及び意見の交換の促進）

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（食品の安全性の確保に関する教育、学習等）

第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

（所掌事務）

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
- 六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

< 主なリスクコミュニケーションの定義の例 >

- 個人、集団、組織間での情報および意見の相互交換プロセス。

リスクの特性に関する 種々のメッセージや、関心、見解の表明、またはリスクメッセージや、リスク管理のための法的および制度的な取り決めへの反応などを含む。

(「リスクコミュニケーション 前進への提言」National Research Council(1989)編 林裕造・関沢純 訳(1997)365p)

- 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりの相互作用的過程。

リスクの性質についてのさまざまなメッセージ(リスクメッセージ)と厳密にはリスクそのものではない、リスクメッセージに対する、または、リスク管理のための法律や制度の整備に対する、関心、意見、および反応を表現するメッセージの2種類のメッセージを含む。

(「リスクとつきあう 危険な時代のコミュニケーション」吉川肇子 著(2000)44p)

- 関係者が相互に情報を要求、提供、説明し合い、意見交換を行って関係者全体が問題 や行為に対して理解と信頼のレベルを上げてリスク削減に役立てること

(日本化学会化学物質リスクコミュニケーション手法検討委員会(委員長:浦野鉦平・ 横浜国立大学教授)1999年)

- 行政や専門の科学者が保有している情報をいかに国民に伝えるかという側面と国民の 側がリスクに関する精度の高い情報を、いかに引き出すかという2つの側面がある。

(「遺伝子組み換え食品の「リスク」」 三瀬勝利 著(2001)248p)

- 送り手の都合の良い情報だけでなく、事故が発生するであろうといったマイナス面も 含めて情報開示し、対策を立てて危険(リスク)を回避する手法。BSE(牛海綿状脳 症)対策の手法として注目された。特に食品安全についてゼロリスクはあり得ないとして、リスクを減らす対策と事故への準備が必要となる。生産履歴の開示などもその1つ。

(全国農業新聞HP 「今週の言葉」20030502)

- リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学 界その他関心を有する者の間のリスクとリスクに関連する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向交換。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な考え方の説明を含む。

(Code x一般原則部会報告書2003 事務局試訳)